

令和6年度第3回広島市子ども・子育て会議 会議要旨

- 1 開催日時 令和7年3月25日（火）18時30分～20時30分
- 2 開催場所 広島市役所本庁舎2階 講堂
- 3 出席委員 15名
山田（浩）委員長、天方副委員長、石川委員、川口委員、清水委員、下西委員、橋本（和）委員、橋本（信）委員、前田委員、宮本（香）委員、宮本（久）委員、森井委員、山田（豊）委員、山田（春）委員、米川委員
- 4 事務局 43名
(こども未来局)
こども未来局長、こども未来局次長、こども青少年支援部長、児童相談所長、こども未来調整課長、幼保企画課長、幼保連携推進担当課長、保育園運営指導担当課長、幼保給付課長、放課後対策課長、こども青少年支援部こども青少年施策調整担当課長、こども・家庭支援担当課長、母子保健担当課長、障害児支援担当課長、青少年育成担当課長、非行防止・自立支援担当課長（代理）、児童相談所次長（事）企画運営担当課長

(市民局)
国際化推進担当部長（事）多文化共生担当課長（代理）、男女共同参画課長、市民安全推進課長

(健康福祉局)
地域共生社会推進課長、保護自立支援課長、障害福祉課長、障害自立支援課長、精神保健福祉課長、市立病院担当課長、保険年金課福祉医療担当課長、健康推進課長

(教育委員会)
教育企画課長、教育企画課情報化推進・学校支援担当課長、学事課長、施設課長、教職員課長、健康教育課長、健康教育課学校安全対策担当課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育課長、生徒指導課長、生徒指導課いじめ対策推進担当課長
- 5 議題
広島市子ども・若者計画（仮称）の案について
- 6 公開の状況 公開

7 傍聴人 0名

8 会議資料

〔事務局から説明〕

略

(こども未来調整課長)

説明は以上です。

(山田委員長)

それでは、質問や意見がありましたらお願いいたします。

(川口委員)

前回の議事録を拝見する中で、伊藤委員と下西委員が発言されたことですが、こども大綱の考え方に基づいて策定すべきではないかということについて、資料1の20ページのところで明記していただいたことに感謝します。しかし、もう少し踏み込んで言いますと、こども大綱では、こどもを中心に置いて、“あなたたちが持っている権利を大切にしながら、あなたたちのために最もよいことを行っていきます”とか、“あなたたちの意見をしっかりと聞いて、一緒に進めていきます”のように、行政がこどもたちを後ろから支えるようなイメージが強く出ていたと感じています。今回、資料2の20ページを見ると、表現としてそういったことを反映していただいているものの、今後に向けて、こどもを中心に置き、社会全体で支えるような内容を前面に出してもよいのかなという感想を持ちました。これについては、考えていただければと思います。

次に質問ですが、前回の会議において、米川委員が相談支援のことを発言され、資料2の144ページの「障害児相談支援」について、広島市はセルフプランが多すぎることについて対応していく旨の回答があったかと思います。今回の計画において、どのような対応を考えているのかお伺いしたいと思います。

(山田委員長)

事務局から説明がありましたらお願いします。

(障害自立支援課長)

相談支援専門員の充足及び体制強化については、本市としても大きなテーマであると考えています。具体的な方針としては、各区に1か所ずつ設置している基幹相談支援センターに在籍する相談支援専門員が、各地域の相談支援事業所に対して研修等を行うことにより相談支援専門員の能力向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所で相談支援専門員の資格を新たに取得する方に対して補助金を支給するなどしています。こうした施策により、相談支援専門員の確保に向けた取組を進めていきたいと考えています。

(山田委員長)

ありがとうございました。

川口委員、いかがでしょうか。

(川口委員)

説明していただいたことも大切だと思いますが、相談支援について言うと、前回、米川委員が第三者の視

点が大切であるといった話をされていて、こども大綱の考え方で言えば、自己表現が難しいこどもたちの気持ちをくみ取って計画を作っていく支援員の資質が大切であると考えています。そのため、ケア相談の段階から育成していくというだけではなく、相互に力を高めていく仕組みが必要であると考えています。

もう一つ、現在の仕組みとして、こども達の保護者は、診断を受けると、受領した事業所一覧を見て、片っ端から電話をかけていくことになります。そうすると、現行の方法では、セルフプランが増えていくのではないかと考えています。中には、事業所に行き、その日に契約したという事例も耳にします。例えば、高齢者のケースでは、診断が出た後で、相談支援専門員に紹介等があったりするのだと思います。それを追いついて、先に事業所一覧が出てくる状態ですので、広島市として、こどもたちのことを考えて、他によい方法がないかを療育センターとも連携して検討できたらよいと思います。

(障害自立支援課長)

障害児の相談体制の強化については、障害者に比べてセルフプランの割合が多いことを認識していますので、川口委員がおっしゃるように、療育センターなどの相談機関と連携して取り組んでいきたいと考えています。

(山田委員長)

ありがとうございます。
その他、いかがでしょうか。

(米川委員)

今回の計画案を拝見し、前回会議の様々な意見を反映いただいていることに感謝します。

広島県内の大学の半数が広島市にあります。その大学生が、卒業後に広島県内で働けるよう支援することについて、この計画に反映することができれば、卒業後の活躍につながると思います。大学生との関わりを大切にすることが、若者への支援につながると考えています。

(こども未来調整課長)

資料2の50ページをご覧ください。「有給長期インターンシップ事業」を、大学や企業と連携し、有給で長期のインターンシップを実施することで、若者の雇用に関するミスマッチを防止するとともに、若者が県内企業のことをより深く理解することを目的に実施しています。また、「社会的自立に向けた教育・支援の推進」といったことも、この計画の中で謳っています。

こうしたこどもや若者の主体性や自立性、社会性を育む機会の提供といったことも計画に取り入れて、引き続き取り組んでいくこととしています。

(山田委員長)

ありがとうございます。
米川委員、いかがでしょうか。

(米川委員)

大学生に対する県内就職支援について、この計画で触れていただければ、広島市内の高校生にとってもよい影響があるのではないかと思います。

(こども未来調整課長)

現在、広島市では次期「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略の策定を進めていて、新たな総合戦略の重点プロジェクトとして「地域総出のまちづくり」を掲げています。その中の柱の一つとして、学生への支援についても取り組むこととしているところです。

(山田委員長)

その他、いかがでしょうか。

(橋本(和)委員)

米川委員が発言されたインターンシップに関する内容と近いのですが、広島市民生委員児童委員協議会で神戸市に視察に行っています。視察の内容は、大学生が介護に関することからこども広場のことまでお手伝いすることで、大学の単位認定まで受けることができるという神戸市の取組についてです。それを持ち帰り、令和6年度は、広島市と連携し、大学生に現場に来て・体験していただく取組を開始しています。取組の中では課題もあり、学生が大学側の許可を得て参加する際に、単位認定がされる取組であれば学生も参加しやすいものの、取組を開始した初年度ということもあり、参加する学生が、同業種への就職を希望する学生に限られていることが課題としてありました。こども子育てサロンや高齢者ふれあい・いきいきサロンに来ていただく大学生の中には、将来こうした職業に就きたいという方が多く、嬉しく思うものの、大学生は、大学の許可を得た上で授業を欠席して参加しているため、単位が取れないということにもつながります。広島市には、各大学への働きかけ等を実施し、単位認定ができるシステムの構築を支援していただきますようお願いいたします。神戸市では実現できていることでもありますので、よろしくお願いいたします。

(こども未来調整課長)

ご意見ありがとうございます。

先ほどご紹介した「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略について、資料がありましたので改めてご紹介いたします。第3期にあたる新たな総合戦略を来年度から実施する予定です。その中で、先ほどご紹介した重点プロジェクト「地域総出のまちづくり」として、四つの柱を掲げています。「学生・若者に優しいまち」、「子育てをみんなで応援するまち」、「女性がいきいき活躍できるジェンダー平等なまち」、「多様な人材が人間らしく働けるまち」の四つを柱に位置付けて、重点プロジェクト「地域総出のまちづくり」に取り組んでいこうと考えています。

(山田委員長)

森井委員お願いします。

(森井委員)

いくつか意見を言わせていただきます。

まず一つ目ですが、資料4-3「広島市こども・若者計画（仮称）素案に対する市民からの意見への対応について」の2ページを上から順に見ると、こどもがいる家庭の経済的負担を減らしてほしいという意見が多く見られます。その中でも、こども医療費制度の拡充に関する意見が件数順で一番上にきています。前回もお伝えしましたが、現在の広島市の考え方を再考していただきたいと思っています。こども医療費制度に関することと類似するものとしては、例えば、高校の無償化も子育て世帯への経済的負担軽減策として挙げられているかと思います。これについては、大阪府などのように実施している自治体とそうでない自治体があるものの、こうした違いについては、国がやるべき事項であるという考え方があって然るべきであり、間違いではないと考えています。実際に、大阪府では実施していて、国の制度としてスタートするという流れが

できています。こども医療費制度についても、広島市より充実した制度として補助を実施している自治体もある中で、子育て世代からすれば、広島市より他の自治体の方が住みやすいと感じているという事実が表れていると思いますので、引き続き、こども医療費制度の拡充に向けた検討をお願いしたいと思います。

2点目ですが、資料2の160ページにいじめや不登校に関するグラフがありましたので、この計画に反映することは難しいと思いますが、意見を言わせていただきます。まず、いじめの認知件数については、平成30年度に前年度の2倍以上に増加していて、明確な理由を把握していれば教えていただきたいと思いますが、調べたところによると、文部科学省からいじめ件数の正確な認知をするよう通達が出ていて、それが理由だと予想しています。このように、いじめの件数の正確な認知という観点を主眼に置くと数字が変わってくるのだと思いますが、しっかり把握するという意味で、いじめがいじめ防止対策推進法の中で定義されていることを学校に定期的に周知していただくことによって、いじめをしっかりと把握することが重要だと考えています。件数が多いことは悪いことではなく、認知した後にしっかりとケアできることが重要になってくるので、まずはしっかりと認知をすることに注力するよう取り組んでいただきたいと思います。

もう1点ですが、同じページの下部に記載されている不登校児童生徒数について、要因として考えられるのは、先ほどのいじめのほか、広島弁護士会が設けているこどもの悩みを受け付ける窓口では、教職員の不適切な指導というのが不登校の要因として挙がってきています。これら不登校の要因を把握し、いじめや教職員の不適切な指導など要因に応じた対策を実施していただきたいと思います。不登校児童生徒数についても増加傾向にありましたので、発言させていただきました。

(山田委員長)

ありがとうございました。
事務局いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

令和5年度に実施した「広島市こどもの生活に関する実態調査」や「広島市こども・子育て支援に関するニーズ調査」において、経済的支援の充実等を求める声が多いことは把握しています。昨今の物価高騰等により子育て世帯の経済的負担が増加していることなどが考えられ、経済的に厳しい状況に置かれていることが表れていると受け止めています。本市におきましては、今年度、物価高騰等に伴い経済的負担が増加していることを踏まえて、令和6年11月から多子世帯の保育料・副食費の減免範囲の拡充や、令和7年1月からこども医療費の補助対象年齢の拡充に取り組んでいるところです。また、国が実施する制度では、令和6年10月から児童手当の拡充、11月から児童扶養手当の拡充など経済的負担の軽減に取り組んでいます。

一方で、子育て家庭の負担軽減については、全国共通の課題であることから、地域によって格差が生じないよう抜本的な解決に向けて、他の指定都市と協働し、国に対して要望していきたいと考えています。国においては、「こども未来戦略・加速化プラン」の中で、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」も打ち出されていますので、国の動向等を踏まえつつ、取り組んでいきたいと考えています。次期計画においても、「子育て家庭の経済的負担の軽減」を重点施策の一つに位置付けていますので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

(山田委員長)

ありがとうございます。
その他の点については、いかがでしょうか。

(生徒指導課いじめ対策推進担当課長)

いじめの認知件数について、ご質問をいただきました。

平成 25 年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、端的に言えば、児童生徒が行った行為で相手が嫌な思いをした場合は、善意で行ったことであっても、全ていじめとして認知することが定められています。

この広い定義の中で、実際のいじめの発生件数は、認知件数より多いと予想しています。

学校側には積極的な認知を行うよう周知し、教職員も研修を重ねることで、いじめの見逃しゼロを目指しており、その成果として認知件数が増加していると考えています。

(生徒指導課長)

続けて不登校に関することについて回答します。

不登校児童生徒数が増加傾向にあることは、資料 2 の 160 ページのグラフに示してあるとおりでありますが、その要因については、多岐にわたるものと認識しています。国の調査においては、不登校になった児童生徒から教職員やスクールカウンセラーに対してどのような相談があったかということについて学校が把握した事実も集計しています。

その傾向から、それぞれの悩み、相談に対してどういった支援ができるのかを考え、不登校児童生徒の個々の支援に繋げていきたいと考えています。

(山田委員長)

前田委員お願いします。

(前田委員)

資料 2 の 135 ページにある「子育て短期支援事業」について、令和 7 年度から令和 11 年度までの量の見込みと確保方策が記載されていて、見込みの数と同数を確保していく計画となっています。量の見込みの算出方法として、令和 5 年度の利用実績を基準として考えられていますが、実際にショートステイを受け取る児童養護施設としては、利用申込みがあっても受け付けができないことが多くあります。確保の考え方として、「事業を実施する受入施設等の増加を図り、提供体制を確保する」と記載されていますが、その受入先をこれまで以上に増やしてほしいと思います。資料 2 の 158 ページで、「社会的養育」の「里親委託児童数及び登録里親数」に関するグラフがありますが、近年の里親制度などを拡充していこうという動きの中で、広島市においても里親を希望される方が増えていて、登録里親数はグラフのとおり確保されている状況ではあるものの、実際に養育委託されるケースは非常に少ない現状があります。保護者の同意が必要となることなどの課題がある中で、里親養育を希望される方が里親養育されないうまとなっているケースが多く存在しています。その登録里親を利用して、ショートステイを受け入れるような施策を検討していただきたいです。実際に、里親ショートステイを実施している自治体もあり、県内でも、福山市や東広島市、呉市は、里親を活用したショートステイを実施していることから、広島市においても登録里親を活用し、子育て短期支援事業の受入先を増やす取組や仕組みづくりを行っていただきたいと思います。ショートステイは、虐待防止つながるだけでなく、子育て世帯への支援として非常に有効な施策だと考えているので発言させていただきました。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども・家庭支援担当課長)

ショートステイについては、令和 4 年度に広島乳児院及び修道院にショートステイの専用居室を確保する

とともに、それぞれの施設にショートステイ専門員を配置しました。また、市外の受入施設を増やしたりすることなどにより、受入体制の拡充に努めているところです。ショートステイ先の候補を里親へ拡大することについては、登録里親の大半が稼働者であり、利用者のニーズに応じた柔軟な受け入れが難しいことや、夜間や休日等における緊急事態への対応が難しいことなどの課題がありつつも、令和7年度から試行的に実施する予定としています。現在、課題を整理しつつ、児童相談所や各区のこども家庭センターと調整を図っているところですので、別途お知らせします。

(前田委員)

広島乳児院や修道院に専用施設を設置し、人員を配置していただいたことは感謝しています。一方で、各施設の定員は4名程度であり、ニーズに十分に答えられる数が確保されているとは言い難いという実感もあります。そのため、様々な対応策について検討をお願いします。

(山田委員長)

下西委員をお願いします。

(下西委員)

資料2の179ページにある「こどもアンケート」の調査結果について、小学校低学年と高学年の約30%が、家や学校以外の居場所がないと感じているという結果が出ています。全国的にこども食堂が多く立ち上げられていて、広島市内にも増えてきています。こども食堂の目的は、こどもの居場所づくりでないかもしれませんが、結果的に居場所となっていることが多いのではないかと思います。各小学校区に一つのこども食堂をと言われている中で、それは難しいと思いますが、こども食堂への支援や、こども食堂を増やすことに向けた取組を行っていただきたいと思います。

次に、こども・若者からの意見への対応を拝見しました。こども・若者からの多様な意見を施策に反映するという意味でも、こども・若者を審議会に登用することも検討していただきたいと思います。こども家庭庁においても、30歳以下の当事者を審議会等へ登用することを方向性として打ち出しているようですので、そういったことも考えていただきたいと思います。

もう一つ、意見というほどのものではありませんが、今回は「こども・若者計画」ということで、対象年齢として「若者」の定義は書いてありますが、「青少年」の定義には触れていませんので、それもあれば分かりやすいのではないかと思います。「青少年」の定義については、様々な見解がありますので、この計画での定義づけを明記すれば分かりやすいのではないかと思います。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども青少年施策調整担当課長)

各小学校区に1か所のこども食堂が立ち上がるように運営支援をしてはどうかという意見をいただきました。それについては、ひろしまこども夢財団で、年額12万円程度の補助を広島地区のこども食堂に対して実施しています。また、立ち上げ支援として、NPO法人こども食堂支援センター等が、相談対応や立ち上げ支援などを実施しています。そして、こうした情報を集約して、広島市のホームページで発信しています。また、立ち上げにあたっては、衛生管理などを含む安心安全な運営が必要となるため、広島市の保健所に相談いただけるよう情報発信を行っています。

(こども未来調整課長)

こども・若者の意見聴取の方法として、当事者の審議会等への参加をさせてはどうかという意見をいただきました。それについては、「こども・若者の意見を活かした取組の推進」ということを次期計画から新たに重点施策に掲げ、こども・若者に関する施策について、アンケートやワークショップ、座談会などの多様な方法により意見聴取を行い、意見を反映させていくこととしています。審議会等への参加まで踏み込んだ検討はできていませんが、貴重なご意見をありがとうございました。

そして、計画における用語の定義についてもご意見をいただきました。資料2の2ページにおいて、本計画では、「こども」の定義については、こども基本法と同様に「心身の発達の過程にある者」と定義しています。そして、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満までを対象とする場合には、「若者」を用いています。計画の策定にあたり、できる限り「こども」や「若者」という語句を使用するよう努めたところですが、場合によっては、法令に準じて「児童」や「生徒」、「青少年」、「少年」といった語句を使用する必要があるなど、「こども」「若者」の語句に統一することが困難なものもあります。こどもに関する定義を明確にすれば、より分かりやすくなるのではないかという意見につきましては、例えば、「児童」という語句については、「児童虐待の防止等に関する法律」においては「18歳未満の者」と定義されている一方で、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」においては「20歳未満の者」と定義されているなど、法令によっても異なっている状況があります。そうした中で、本市のこども・若者・子育て支援に関する施策をまとめ、体系化した「広島市こども・若者計画」において、こどもに関する様々な語句を統一して定義することは、法令の定義と異なるケースが出てくることが懸念されるなど困難であると考えています。

(下西委員)

こども食堂に関する内容について、回答いただきありがとうございます。

用語については統一する必要はないと考えていますが、「青少年」や「思春期」などの語句は、読み手が混乱する可能性がありますので、本計画ではどのような意味で使用するのか、対象範囲などを明確にしていただければと思います。

(こども未来調整課長)

委員のおっしゃるとおり定義づけをした方が分かりやすいと考えています。しかしながら、様々な法令に則った子育てに関する施策を体系的にまとめたものという本計画の性格がありますので、様々な語句を統一して定義すると、法令の定義と異なるケースが出てくるため、そういう観点から見ると分かりにくくなるという懸念もあることをご理解いただきたいと思います。

(山田委員長)

石川委員お願いします。

(石川委員)

資料1の6ページの「基本的視点3」に記載されている「父親の主体的な子育ての促進」について、コメントさせていただきます。来年度から本計画が開始されると思いますが、育児の促進はもちろん、育児支援の部分も大切にしてほしいと思います。私自身、これまでの人生で、新生児や乳幼児と全く接点がなかった中で育児を行うことに、大変苦勞しました。そのような中で助けを求めようとした時に、男性の育児支援や相談窓口について調べたのですが、それらのサポート体制等が不十分であると実感しています。広島市として、男性の育児支援や育児休暇取得のサポートなどにも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

(山田委員長)

ありがとうございました。

事務局から説明がありましたらお願いします。

(こども未来調整課長)

資料2の27ページに「パパとママの育児教室」という施策について記載していますが、第一子を妊娠中の夫婦等を対象に、助産師による育児アドバイス等を実施する教室を開催しています。

石川委員のご意見なども踏まえまして、育児支援の取組を充実させていきたいと考えています。

(石川委員)

ありがとうございます。私自身、企業の父親同士のつながりの中で、男性社員と会話をすると、板挟みになっているという話をよく聞きます。この板挟みとは、国の充実した育児休暇の制度や、男性が育児をすることは素晴らしいことだという風潮などがある一方で、組織や家庭の中では、男性が育児をする環境がまだ整備されていないという現状があることです。この板挟みの中で、男性たちは育児の世界に飛び込んでいく現状にあることから、男性の育児に対する支援の充実という部分についても、引き続き検討いただきたいと思います。

(米川委員)

今話を聞いて、令和8年度から本格的に実施される予定である「こども誰でも通園制度」を活用すれば、身近なところに支援の輪を広げることができるので、自治体をあげて取り組めば有効な支援策になるのではないかと思います。

(橋本委員)

「こども誰でも通園制度」は、こどもが集団の保育を経験するという意味で、家庭で過ごすことに比べて友好関係を築きやすいというメリットがあります。

今話の中で課題とされていることを解消するためには、男性の育児に対する悩みや具体的なノウハウなどを共有することについて、広島市であれば、男性保育士、あるいは男性保育教諭という立場の人が理解されているのではないかと思います。また、企業内であれば、いわゆるパパ友というつながりの中で、同じ境遇や悩みを共有することによる精神的ケアも重要になると思います。そういう意味で、対話することが支援になるということを周知していくことや、企業などの中でパパ友同士をつなぐような取組があるといいと思います。また、男性の育児経験者から悩みの解消方法などを聞くことができる仕組みを作ることができればいいと思います。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

資料2の22ページに「子育て支援に関する目標」を記載しています。「広島市は子育てしやすいまちだと思う市民の割合」を基準値である37.9%から、次期計画期間において、令和11年度には67.9%まで高めたいと考えています。ニーズ調査等においても、支援を必要としながら支援につながない家庭があることが調査結果として出ています。こどもや若者、子育て家庭のニーズを的確に把握し、それを施策に反映さ

せながら、施策と利用者を実確につなげていきたいと考えています。そして、これらの取組を通して、数値目標の達成を目指したいと考えています。

(山田委員長)

宮本委員お願いします。

(宮本委員)

本日、初めて会議に出席し、本計画の基本的視点1の「こども・若者の発達段階やライフステージに応じた多様で良質な切れ目のない支援の充実」という視点は、すばらしいと思いました。私自身、思春期のこどもの相談支援を行ってきています。その中で、近年、10代の中絶が増えていることや、子宮頸がんワクチンの存在やそのワクチン接種に対する公費負担が打ち切られることなどを知らない若者が増えていることなどに課題を感じています。子宮頸がんワクチンについては、テレビなどで頻りに啓発活動がされているものの、若者の中には、SNSなど自身の関心事にのみ没頭し、世の中に対する興味・関心が低くなりやすい傾向があるのではないかと感じています。ワクチン接種の公費負担は、もうすぐ打ち切りとなります。子宮頸がんとなり子宮を摘出した場合、本計画の基本的視点である切れ目のない支援が頓挫してしまうのではないかとと思いますが、広島市として、こういったケースに対してどのような支援ができるのか聞かせていただきたいです。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(健康推進課長)

子宮頸がんワクチンの接種については、広島市では、対象者への個別通知や市のホームページやSNS、広報紙などで接種勧奨を行っており、キャッチアップ接種（ワクチンの接種を逃した方のための接種）についても同様に取り組んできました。引き続き、接種勧奨を積極的に行っていきたいと考えています。

(山田委員長)

清水委員お願いします。

(清水委員)

2点お伺いします。

1点目ですが、資料2の86ページに「外国にルーツを持つこども・若者及びその保護者への支援」に関する内容が記載されています。それに関する施策が網羅的に書かれていると思いますが、広島県内において、外国人女性の孤立出産事案が、数年で3～4件あり、これは他県にない傾向です。技能実習生などの外国人女性に対する健康診断や相談支援体制の整備などが必要ではないかと感じています。

2点目ですが、資料2の60ページに「児童相談所の支援体制の充実」に関する内容が記載されています。その中で、専門知識等を有する職員の配置の充実とありますが、その専門性の高さをどのように確保するかについても記載があればよいと思いました。今年度、国では、こども家庭の新たな認証資格を設定したと思いますが、それを取り入れる予定はあるのでしょうか。必ず取り入れなければならないものではないと思いますが、採用しない場合、その専門性を確保するための研修計画や採用計画などがあれば教えてください。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(母子保健担当課長)

外国人の方の孤立出産についてご意見をいただきました。妊娠届が提出された場合、届出者が日本人か外国人かに関わらず、支援が必要な方については、保健師がフォローしているところです。ただ、外国人の方は言語の問題があるため、各区の保健センターに翻訳機などを配布し、円滑なコミュニケーションを支援しているところです。引き続き、きめ細やか支援を継続し、外国人の方が安心して出産・育児が行える支援体制を整備していきたいと考えています。

(清水委員)

妊娠後もその事実を隠して、行政の支援に繋がっていない外国人の方などへの対応について、一般的な健康診断を採用している会社に対して対策を実施している自治体もあったかと思い、質問させていただきました。

(児童相談所次長(事)企画運営担当課長)

専門的な資格等に関するご意見をいただきました。「こども家庭ソーシャルワーカー」という仕組みが新たにできています。こちらについては、広島市の児童相談所では取組を始めていない状況ですが、OJT (On the Job Training) などを通じて、専門職としての知識や技能向上に取り組んでいるところです。

(清水委員)

計画の該当箇所に、一言触れてある方がよいのではないかと考えていました。

(山田委員長)

ありがとうございました。

その他はいかがでしょう。

(山田(春)委員)

“地域との連携”という部分について、意見があり修正されています。広島市においては、新しく「ひろしまLMO (エルモ)」が立ち上がっています。先日、ある政令指定都市の大会に参加したときに、LMOの内容を紹介したところ、「広島市は凄い」など良い反響でしたが、ひろしまLMOでは、小学校区当たり最大600万円の運営助成金が出ますので、それをどのように活用していくかが非常に大事なのではないかと思います。

子ども会は、町内会単位では崩壊状況にあるため小学校区単位でまとめているのが現状ですが、小学校区にもない子ども会も多くあります。いずれPTAにも波及していくのではないかと考えていますが、お世話をする、いわゆる役員をする保護者がおられず、本当に厳しい状況です。子ども会では、行事の開催に当たって、役員を集めることから印刷など全て自前で行っていますが、保護者からは、「地域のお世話はできない」と言われる状況です。また、子ども会は、以前は10万人を超える会員がいましたが、現在は2万人を割っている状況です。

こうした中で、ひろしまLMOを利用しない手はないと思っています。ひろしまLMOの認定を受けた場合、体協、子ども会、女性会、母親クラブ、青少年健全育成連絡協議会、地区・学区社会福祉協議会がLMOの構成・連携団体であれば、各種補助金は一括交付金の対象となり、報告書等を区役所ではなく市社会福祉協議会に提出するようになります。また、先ほどのこども食堂についても、LMOを通じて実施すること

で、高齢者も来て、こども食堂を通じて触れ合いが生まれることに繋がるといったことも大切ではないかと思えます。

本計画の中には、ひろしまLMOのことがほとんど出てきていないと思えますので、できれば、地域で各団体と連携するという中に、LMOのことも加えていただければ有り難いと思えます。3分の1以上の小学校区でLMOが立ち上がっていますが、来年度は今まで以上に多くの学区でLMOが立ち上がると聞いていますので、そうしたことも踏まえて、計画の中に入れてもらいたいと思えます。

LMOの活動をする中で、良い行事の事例があれば参考にして追随することもあってよいと思えますので、是非とも、地域の中でLMOを知ってもらい、活動を見ていただきたいと思えます。

もう一つ、こども医療費については、広島市が負担するのは3分の1でしょうか。

(保険年金課福祉医療担当課長)

こども医療費については、来年度から10分の4が広島県で、10分の6が広島市の負担になります。また、対象は、未就学児のこどもになります。県内の他の市町の負担率は、10分の5になります。

(山田(春)委員)

広島市だけが県からの補助金が少ないという事実は、声をあげていかなければならないと思っています。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(こども未来調整課長)

委員からご指摘がありましたように、各種任意団体への加入率の減少や地域を支える人材の不足は、地域コミュニティの活力低下につながるのだと思えます。こうした地域のつながりの希薄化に加えて、核家族化や共働き世帯の増加などにより、家庭を基本として行われるこどもの養育をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭の多くが負担感や孤独感を感じていることから、地域の力やその果たす役割は大きいと考えています。

ひろしまLMOについては、具体的な施策として本計画に掲載できるレベルには至っていませんが、資料2の2ページに「社会のあらゆる主体の連携・協働による施策の推進」に記載しているとおり、地域のあらゆる主体が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して子育て施策を推進していくことが必要であると考えています。その中では、「共助」が果たす役割の重要性に鑑みて、地区社会福祉協議会や町内会・自治会、ひろしまLMOなどの多様な主体がこども・子育て支援を我が事として認識し、参画できる環境づくりを促進することを本計画に記載しています。事業レベルでの記載はできていませんが、委員のご指摘の点については本市としても必要であると認識し、本計画に記載しているところです。

(山田委員長)

ありがとうございました。

その他いかがでしょうか。

(山田(豊)委員)

地域のこどもは、その地域で育てようということで、ひろしまLMOの取組にもあるかと思えます。こどもの居場所として最も適切な場所は、祖父母の家だという話を聞いたことがあり、それは非常にうれしく思えます。一方で、広島市内の女性会は、厳しい状況に置かれていて、各区においても女性会が減少している

状況があります。魅力不足など課題認識もありますが、子育てを地域で支えていくにあたっては、女性会も重要な役割を果たすことができると考えています。

(山田委員長)

米川委員をお願いします。

(米川委員)

資料2の64ページの「現状と課題」に、「特に、発達障害については」という記載がありますが、表現の整理をしっかりとしたほうがよいのではないかと思います。具体的には、「発達障害」と「精神障害」のどちらで表現するのか、私自身は、「精神障害（発達障害含む）」という表現が適切ではないかと考えているのですが、行政の方では、どのような整理をされているのでしょうか。

また、同じページの「主な施策展開」に、「成長期にある障害児の療育水準を維持向上させる」とありますが、療育水準とはどのようなもののでしょうか。私自身の経験から言わせていただくと、「療育水準」という言葉は使いません。

さらに、同じページの「主な事業・取組」において、「児童発達支援」の下に「医療型児童発達支援」と記載されています。これらは、平成6年から一緒になっていますので、ここは変えないといけないのではないかという意見です。

続いて、159ページの障害のあるこどもの表に、「18歳未満の障害児数（手帳所持者数）」と書いてあり、なおかつその下に、「身体障害」「知的障害」「精神障害」という形で分けて記載されていますが、「手帳の所持者数」と書かれていますので、「身体障害者手帳」であるとか、「療育手帳」であるとか、「精神障害者保健福祉手帳」であるとか、そういう形で書かれても構わないのではないかと感じましたので、ご検討いただければと思います。

また、65ページの「障害児保育等の充実」の中に、「保育所等訪問支援」を入れられていることについて、広島市としては、「障害児保育等の充実」の中に取り入れるという整理をされたと理解していますが、障害児支援という意味で言うと、児童発達支援、居住訪問事業、入所という流れの中に、保育所等訪問支援も入ってくるかと思しますので、ご検討いただければ幸いです。

最後に、児童相談所の話があったと思いますが、「障害児支援」という言葉を、児童相談所の役割の中に入れておいていただきたいと思えます。社会的養護であるとか、虐待であるとか、今の流れというのは重々承知していますが、児童相談所の役割の中に「障害児支援」というのが必ずありますが、今の計画を見ると、一言も「障害児支援」と書いてありません。できれば児童相談所の中に、「障害児に関する相談」という言葉を入れていただきたいと思えます。

(山田委員長)

事務局いかがでしょうか。

(障害児支援担当課長)

児童福祉法の改正により、医療型児童発達支援については、国における人員と設備の基準において、令和9年3月31日まで経過措置が設けてあるところです。本計画における表現の整理については、制度所管課である障害自立支援課と協議したいと考えています。

(障害自立支援課長)

「療育水準」という表現については、障害児療育の維持・向上を図るという意味で使用していますが、固

有名詞として本計画で使用するかどうかについては、ご意見を参考にさせていただきたいと思います。

(米川委員)

療育水準という言葉は使用しない方がよいのではないかと思います。

(障害自立支援課長)

貴重なご意見をいただきありがとうございます。

(山田委員長)

森井委員お願いします。

(森井委員)

資料2の46ページの非行防止に関する取組について記載されている中に、相談窓口の紹介がされていて、こうした取組は積極的に行っていただきたいと思います。特に、就学や就労など居場所がないことから再非行に至ることは、よくあるケースですので、非行に至った子ども・若者に対する支援にも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

広島県では、私自身も計画策定時に委員として参画したのですが、「再犯防止推進計画」というのを策定し、取り組んでいるところですので、広島市においても同様に取り組んでいただきたいと思います。

また、同じページの「少年サポートルームの運営」という事業内容に関する記載の中で、「少年」という言葉が使われています。非行などと結びつく言葉として「少年」がよく使われるのは、少年法からきているのだと思います。「少年サポートルームの運営」の中では、補導された少年という表現があり、これは非行する側の立場の人間なので、「少年」という表現でもよいと思いますが、その次に記載されている「被害を受けた少年」は、この表現でよいのだろうかという思いがあります。被害を受けた「子ども」ではなく、「少年」と表現することに対して疑問があります。

さらに、「補導された少年や犯罪の被害を受けた少年等の立ち直りに向けて」と記載されていて、ここでいう「補導された少年」は、加害行為を加えた少年ばかりではないと想定されるので、加害者ではなく、イメージとしては非行側と被害者側をつなげて、それらを支援するというところで文脈的にはつながっていると思いますが、そこを同一として扱ってよいのか、それぞれの立場として支援する必要があり、実際には、そのようにするのだと思いますが、その視点を変えるという意味でも、文章を分けて表現する必要があるのではないかと考えています。

(山田委員長)

ありがとうございました。

事務局いかがでしょうか。

(非行防止・自立支援担当課長(代理))

少年サポートルーム事業については、補導された少年と犯罪の被害を受けた少年の双方を対象とした事業になるため、現在の表現にしています。また、「被害を受けた少年等」の「等」には、被害を受けた少年だけでなく、相談などを受け付けた少年も本事業の対象にしていることから、この表現にしています。

(森井委員)

支援内容としては、全く同じことを実施していて、視点や支援内容に違いはないのでしょうか。

(非行防止・自立支援担当課長（代理）)

このサポートルーム事業というのは、2時間程度の学校の授業のようなイメージで、同じ教室の中で、大学生などボランティアの協力を受けながら、補導された少年と犯罪の被害を受けた少年等に対して、各種支援を実施しています。コミュニケーション能力を向上させるなど、自己肯定感を高めるための様々な体験活動などを実施するものです。

(山田委員長)

石川委員をお願いします。

(石川委員)

2年間、市民委員として、この会議に参加させていただきました。その中で、育児当事者の意見を聞き、それを計画に反映いただいたことに感謝します。

これまで当たり前だと思っていた広島市のオープンスペースや支援センター、医療費助成など様々なものについて、広島市役所や専門家の方々と議論した計画がサービスとなって市民に提供されるという流れがあり、様々な応援をいただきながら子育てができていたのだと実感しました。

私自身の任期は終了しますが、ぜひ、次の市民委員も育児当事者から選んでいただき、声を聞いていただきながら、広島市の子育て環境を改善するということに取り組んでいただきたいと思います。

2年間、本当にありがとうございました。

(山田委員長)

ありがとうございました。

その他にお気づきの点や修正すべき点等あるかもしれませんが、予定時間となりましたので、ここで終わりたいと思います。もし何かありましたら、メール等により事務局に連絡いただきたいと思います。

(こども未来調整課長)

委員長からもありましたように、ご意見等がありましたら事務局に連絡いただけたらと思います。

本計画は、決裁を受ける手続き等が必要となることから、ご意見等は明日までにいただきたいと思います。

(山田委員長)

本日出てきた様々な意見を計画に反映するかどうかについて検討する必要がありますが、修正するか否かは委員長である私に一任いただけますでしょうか。(委員了承)

大変恐縮ですが、私の判断で最終決定をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは議事事項が終わりましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日の会議資料及び会議要旨につきましては、後日、広島市ホームページで公表することとしています。計画等が策定できましたら、広島市ホームページで公表させていただきます。

それでは、これをもちまして、令和6年度第3回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（こども・子育て会議）を閉会いたします。長時間にわたりご出席いただき、ありがとうございました。